

商品概要説明書

(「説明書」)

～預金編～

(平成 30 年 7 月 31 日 現在)

1.	スーパー定期〈単利型〉	1
	中途解約利率一覧	2
2.	スーパー定期〈複利型〉	3
	中途解約利率一覧	4
3.	大口定期	5
	中途解約利率一覧	6
4.	期日指定定期預金	7
	中途解約利率一覧	8
5.	一般積立式期日指定定期預金	9
	中途解約利率一覧	10
6.	変動金利定期預金〈単利型〉	11
	中途解約利率一覧	12
7.	変動金利定期預金〈複利型〉	13
	中途解約利率一覧	14
8.	普通預金	15
9.	貯蓄預金 (スーパー貯蓄預金)	16
10.	通知預金	17
11.	納税準備預金	18
12.	定期積金 (スーパー積金)	19
13.	外貨預金 (外貨普通預金)	20
14.	外貨預金 (外貨定期預金)	21
15.	外貨預金 (オープン外貨定期預金)	22
	外貨普通預金・外貨定期預金およびオープン外貨定期預金に関わる手数料	23
16.	決済用普通預金	24

あなたに元気、まちに活気



長野信用金庫

1. スーパー定期（単利型）

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金（M型）（単利型） <ul style="list-style-type: none"> { 預入金額 300万円未満……スーパー定期 } { 預入金額 300万円以上……スーパー定期300 }
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人、個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 …… 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 …… 1ヵ月超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 スーパー定期 …… 100円以上 300万円未満 スーパー定期300 …… 300万円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法（頻度） (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します 預入期間 2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間 2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります 法人は総合課税となります
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> —
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） 個人のものはマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率（期限前解約利率）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息（期限前解約利息）とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息（期限前解約利息）との差額を清算します
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 中間利払い利息は他預金振替を必須条件とします。従って中間利払利息入金口座の指定が必要です 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【 自由金利型定期預金 [M型]（スーパー定期） 】

解約日までの 預入れ期間		約 定 預 入 期 間			
		1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年	3年	4年	5年
定型方式	満期日 指定方式	1ヵ月超 3年未満	3年超 4年未満	4年超 5年未満	
6ヵ月未満		解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満		約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1年以上 1年6ヵ月未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1年6ヵ月以上 2年未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2年以上 2年6ヵ月未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2年6ヵ月以上 3年未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
3年以上 4年未満			約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
4年以上 5年未満				約定利率 × 90%	約定利率 × 90%
5年以上 6年未満					
6年以上 7年未満					
7年以上 8年未満					
8年以上 9年未満					
9年以上 10年未満					

(注) 小数点第4位以下切捨て。

2. スーパー定期（複利型）

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名（愛称）	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金（M型）（複利型） <ul style="list-style-type: none"> 預入金額 300万円未満……スーパー定期 預入金額 300万円以上……スーパー定期300
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 …… 3年、4年、5年 満期日指定方式 …… 3年超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱ができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 スーパー定期 …… 100円以上 300万円未満 スーパー定期 300 …… 300万円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します 満期日以後に一括して支払います 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率（期限前解約利率）および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した中途解約利息（期限前解約利息）とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【自由金利型定期預金 [M型]（スーパー定期）】

解約日までの 預入れ期間	約 定 預 入 期 間				
	定型方式 満期日 指定方式	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年	3年	4年	5年
		1ヵ月超3年未満	3年超4年未満	4年超5年未満	
6ヵ月未満		解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満		約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1年以上 1年6ヵ月未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1年6ヵ月以上 2年未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2年以上 2年6ヵ月未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2年6ヵ月以上 3年未満		約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
3年以上 4年未満			約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
4年以上 5年未満				約定利率 × 90%	約定利率 × 90%
5年以上 6年未満					
6年以上 7年未満					
7年以上 8年未満					
8年以上 9年未満					
9年以上 10年未満					

(注) 小数点第4位以下切捨て。

3. 大口定期

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 (大口定期)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式 …………… 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式 …………… 1 ヶ月超 5 年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 万円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間 2 年以上のものは中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%) により計算します ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率 (期限前解約利率) および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息 (期限前解約利息) とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息 (期限前解約利息) との差額を清算します
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部 (9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228) にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会 (電話:026-232-2104) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所 (電話:03-5524-5671) にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・中間利払い利息は他預金振替を必須条件とします。従って中間利払利息入金口座の指定が必要です ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【 自由金利型定期預金（大口定期） 】

解約日までの 預入れ期間 約定預入期間	約 定 預 入 期 間				
	1ヵ月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年
6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率				
6ヵ月以上 1年未満	約定利率 × 40%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率 × 60%	約定利率 × 40%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
2年以上 2年6ヵ月未満		約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%	約定利率 × 20%
2年6ヵ月以上 3年未満		約定利率 × 60%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
3年以上 3年6ヵ月未満			約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
3年6ヵ月以上 4年未満			約定利率 × 60%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
4年以上 5年未満				約定利率 × 60%	約定利率 × 50%

(注) 1. 小数点第4位以下切捨て。

(注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率 のときは普通預金利率を適用する。

4. 期日指定定期預金

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 期日指定定期預金
2. 販売対象	・ 個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長 3 年 (据置期間 1 年) ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヶ月前までに通知が必要です ・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 100 円以上 300 万円未満 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 1 年毎の複利計算、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には 20 % (国税 15 %、地方税 5 %) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) <p>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) の税金がかかります</p>
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金「2 年以上」の約定利率に 0.5 % 上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率 (期限前解約利率) および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息 (期限前解約利息) とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部 (9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228) にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会 (電話:026-232-2104) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所 (電話:03-5524-5671) にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります ・ この預金の一部について満期日を指定するときは 1 万円以上の金額で指定していただきます ・ 預金保険制度の付保対象預金です (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【 期日指定定期預金 】

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	預入時の2年以上の利率 × 40%
1年以上 1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率 × 50%
1年6ヵ月以上 2年未満の場合	預入時の2年以上の利率 × 60%
2年以上 2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率 × 70%
2年6ヵ月以上 3年未満の場合	預入時の2年以上の利率 × 90%

(注) 小数点第4位以下切捨て。

5. 一般積立式期日指定定期預金

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名(愛称)	・一般積立式期日指定定期預金〔確定日型、エンドレス型〕
2. 販売対象	・個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・確定日型 …………… 3 ヶ月超 15 年 3 ヶ月以下 ・エンドレス型…………… 無期限 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日から 1 年後の応当日(据置期間満了日)以後、最長預入期限日までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヶ月前までに通知が必要です
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・分割預入 ・100 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します (預入分を特定し、当該定期預金の満期日に払い戻すことも可能です)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・1 年毎の複利計算、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には 20 % (国税 15 %、地方税 5 %) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) の税金がかかります
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金等からの自動振替による預入れができます ・マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率(期限前解約利率)および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複数計算した中途解約利息(期限前解約利息)とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります ・この預金の一部について満期日を指定するときは 1 万円以上の金額で指定していただきます ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【 一般積立式期日指定定期預金 】

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	約定利率 × 40%
1年以上 1年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 50%
1年6ヵ月以上 2年未満の場合	約定利率 × 60%
2年以上 2年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 70%
2年6ヵ月以上 3年未満の場合	約定利率 × 90%

(注) 小数点第4位以下切捨て。

6. 変動金利定期預金〔単利型〕

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・変動金利型定期預金〔単利型〕
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式……………1年、2年、3年 ・満期日指定方式……………1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M型)および自由金利型定期預金(大口定期)6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います ・なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率{約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%}により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人の場合はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率(期限前解約利率)により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入れ期間に応じた中途解約利率(期限前解約利率)により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います ・なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息(期限前解約利息)との差額を清算します
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・中間利払利息は他預金振替を必須条件とします。従って中間利払利息入金口座の指定が必要です ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【変動金利定期預金】

[定型方式] 1年、2年 [満期日指定方式] 1年超3年未満

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	約定利率 × 50%
1年以上 3年未満の場合	約定利率 × 70%

[定型方式] 3年

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	約定利率 × 40%
1年以上 1年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 50%
1年6ヵ月以上 2年未満の場合	約定利率 × 60%
2年以上 2年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 70%
2年6ヵ月以上 3年未満の場合	約定利率 × 90%

(注) 小数点第4位以下切捨て。

7. 変動金利定期預金〔複利型〕

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・変動金利型定期預金〔複利型〕
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・3年 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率（期限前解約利率）および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

【 変動金利定期預金 】

[定型方式] 3年

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	約定利率 × 40%
1年以上 1年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 50%
1年6ヵ月以上 2年未満の場合	約定利率 × 60%
2年以上 2年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 70%
2年6ヵ月以上 3年未満の場合	約定利率 × 90%

(注) 小数点第4位以下切捨て。

8. 普通預金

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名(愛称)	・普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年 2 回 (3 月、9 月) 当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には 20 % (国税 15 %、地方税 5 %) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴収します (詳しくは「各種手数料一覧」をご覧ください)
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5 %、担保定期積金の約定利回りに 0.7% 上乗せした利率) ・個人の場合はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部 (9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228) にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会 (電話:026-232-2104) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所 (電話:03-5524-5671) にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

9. 貯蓄預金（スーパー貯蓄預金）

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名（愛称）	・貯蓄預金（スーパー貯蓄預金）
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・変動金利 ・10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・年 2 回（3 月、9 月）当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・利息には 20 %（国税 15 %、地方税 5 %）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5 %）の税金がかかります
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します （詳しくは「各種手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる 特約事項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができます ・マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）

10. 通知預金

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます ただし、解約する日の2日前までにご通知が必要です
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時(払戻時)に一括して支払います ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

11. 納税準備預金

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・納税準備預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかり、法人は総合課税となります (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算し課税扱いとなります ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

12. 定期積金（スーパー積金）

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 契約期間	・6ヵ月以上 60ヵ月以下
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・100円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7. 税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （なお、マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合は「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率） ・普通預金等からの自動振替による受入ができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率（期限前解約利率）により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り × 60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする） （注）小数点第3位以下切捨て
11. 金利情報の 入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

13. 外貨預金（外貨普通預金）

平成 30 年 7 月 31 日現在

1. 商品名（愛称）	・外貨普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・随時預入 ・米ドル、ユーロ、オーストラリア・ドル、その他当金庫が認める通貨 ・原則として1通貨単位以上 ・1補助通貨単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・年2回（3月、9月）、当金庫所定の日に元金に組み入れます ・付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息は『利子所得』（法人：総合課税、個人：20%の源泉分離課税）となります（マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・為替差益は『雑所得』として確定申告により総合課税されます（但し、給与所得が2,000万円以下で当該所得を含めた給与以外の年間所得が20万円以下の場合には申告不要です） また、為替差損は黒字の雑所得から控除することができます
8. 手数料	別紙ご参照ください。
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・為替変動リスクがあります 円貨を外貨に替えて預入し、払戻した外貨を円貨に替えた場合、払戻し時の円貨額が預入時の円貨額を下回り、元本割れが生じる可能性があります ・為替の変動がない場合でも、預入時に円貨から外貨に交換される時の相場（電信売相場TTS）と解約時に外貨から円貨に交換される相場（電信買相場TTB）が異なるため、解約時の受取り円貨額が預入時の払込み円貨額を下回ることがあります ・預金保険の対象外です

14. 外貨預金（外貨定期預金）

平成30年7月31日現在

1. 商品名（愛称）	・外貨定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・満期日指定方式 …………… 1週間以上1年以内 ・自動継続の取扱いはできません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・一括預入 ・米ドル、ユーロ、その他当金庫が認める通貨 ・原則として100百万円相当額以上 ・1補助通貨単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の利率を満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息は『利子所得』（法人：総合課税、個人：20%の源泉分離課税）となります（マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・為替差益は『雑所得』として確定申告により総合課税されます（但し、給与所得が2,000万円以下で当該所得を含めた給与以外の年間所得が20万円以下の場合には申告不要です） また、為替差損は黒字の雑所得から控除することができます
8. 手数料	・別紙ご参照ください
9. 付加できる 特約事項	・満期日のお受取り円貨額を確定するため、預入時または預入期間中に満期日に合わせ、元利金の一部または全額について先物為替予約を締結することができます
10. 中途解約時の 取扱い	・原則として中途解約はできません ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率により計算した利息とともに払戻します
11. 金利情報の 入手方法	・窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・為替相場の変動により為替差損が生じ、解約時の受取り円貨額が預入時の払込み円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります ・為替の変動がない場合でも、預入時に円貨から外貨に交換される時の相場（電信売相場TTS）と解約時に外貨から円貨に交換される相場（電信買相場TTB）が異なるため、解約時の受取り円貨額が預入時の払込み円貨額を下回ることがあります ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における当該通貨の普通預金利率により計算します ・預金保険の対象外です

15. 外貨預金（オープン外貨定期預金）

平成30年7月31日現在

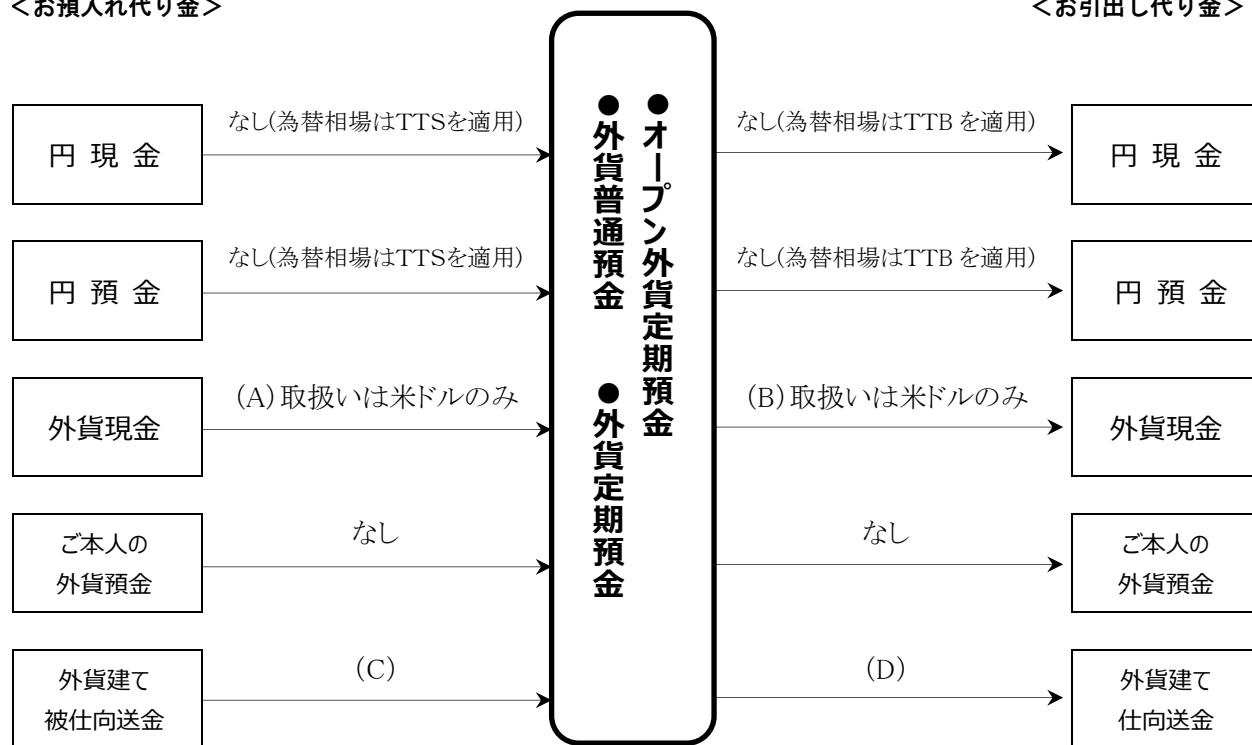
1. 商品名（愛称）	・オープン外貨定期預金
2. 販売対象	・法人、個人（オーストラリア・ドルは個人のみ）
3. 期間	・定型方式 …………… 自動継続型 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 自動継続型以外 3ヵ月、6ヵ月、1年 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・一括預入 ・預入日は原則として申込日から起算して当金庫の2営業日後となります ・米ドル、ユーロ、オーストラリア・ドル ・米ドル、ユーロ：20万円相当額以上 ・オーストラリア・ドル：100万円相当額以上 1,000万円相当額未満 ・1補助通貨単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算（補助通貨単位未満切り捨て）
7. 税金	・利息額の20%が源泉分離課税されます（マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・為替差益は『雑所得』として確定申告による総合課税となります（但し、給与所得が2,000万円以下で為替差益を含めた給与以外の所得が年間20万円以下の場合には確定申告は不要です） 為替差損は黒字の雑所得から控除することができます
8. 手数料	・別紙ご参照ください
9. 付加できる 特約事項	・満期日のお受取り円貨額を確定するため、預入期間中に満期日に合わせ、1回のみ預入元本または元利金について先物為替予約を締結することができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率により計算した利息とともに払戻します ・満期日の先物為替予約を締結されている場合は、原則として中途解約はできません
11. 金利情報の 入手方法	・窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、フリーダイヤル0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・為替相場の変動により為替差損が生じ、解約時の受取り円貨額が預入時の払込み円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります ・為替の変動がない場合でも、預入時に円貨から外貨に交換される時の相場（電信売相場TTS）と解約時に外貨から円貨に交換される相場（電信買相場TTB）が異なるため、解約時の受取り円貨額が預入時の払込み円貨額を下回ることがあります ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における当該通貨の普通預金利率により計算します ・預金保険の対象外です

外貨普通預金・外貨定期預金 及び オープン外貨定期預金に関わる手数料

平成 24 年 7 月 20 日現在

<お預入れ代り金>

<お引出し代り金>



【手数料体系】

(外貨建ての代り金が預金と同一通貨の場合の手数料を提示しています)

- (A) 外国通貨買取手数料(取扱いは米ドルのみ、1ドルにつき2円)
 - (B) 外国通貨売却手数料(取扱いは米ドルのみ、1ドルにつき2円)
 - (C) 取引手数料(送金金額の1/20%、最低2,500円)等
 - (D) 取引手数料(送金金額の1/20%、最低1,500円)及び送金手数料等
- } お申し込み時にご確認ください

(注) お預入れ・お引き出しともに、円を対価とされる場合には手数料は不要ですが、お預入れ時には電信売相場(TTS)、お引き出し時には電信買相場(TTB)により換算しますので、為替の変動がない場合でもお引き出し時の受取り円貨額がお預入れ時の円貨額を下回ることがあります。

16. 決済用普通預金

平成30年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・決済用普通預金
2. 販売対象	・法人、個人、地方公共団体ほか
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息	・無利息
7. 税金	_____
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴収します (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	_____
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・預金保険制度により全額保護されます